

平成 23 年 3 月 11 日

行動計画（第一回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 23 年 3 月 1 日～平成 25 年 2 月 28 日の 2 年間

2. 内容

目標①

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員…計画期間内に 1 人以上取得する

女性社員…取得率を 80%以上にする

〈対策〉

- 平成 24 年 1 月 社員の具体的なニーズ調査実施
- 平成 24 年 12 月 育児休業制度や運用について管理職への研修の実施
社内広報などによる従業員への育児休業制度の周知徹底

目標②

平成 25 年 2 月までに、所定外労働時間を削減するため月に 1 回ノー残業デーを設定、実施する。

〈対策〉

- 平成 24 年 1 月 社員の具体的なニーズ調査実施、検討開始
- 平成 24 年 12 月 調査結果をふまえて管理職との具体的な打ち合わせ
- 平成 25 年 2 月 ノー残業デーの実施、社内広報による従業員への周知徹底

目標③

小学校入学までの子供を持つ労働者の看護休暇に関して、日数を法定日数より拡大と対象内容（現在は子の病気と怪我）を拡大する制度を導入する。

〈対策〉

- 平成 24 年 1 月 社員の具体的なニーズ調査実施
- 平成 24 年 12 月 拡大する日数・内容などを検討する
- 平成 25 年 2 月 社内への周知、実施を行う

一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日 平成 23 年 3 月 30 日

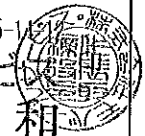
福岡 都道府県労働局長 殿

一般事業主の氏名又は名称 〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通 5-11-1

（法人の場合）代表者の氏名 株式会社 モバイルサービス

住 所 〒 代表取締役 大坪 義和

電 話 番 号 092-720-5712



一般事業主行動計画を（策定・変更）したので、次世代育成支援対策推進法第12条（第1項・第4項）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数 107 人
2. 一般事業主行動計画を（策定・変更）した日 平成 23 年 3 月 1 日
3. 変更した場合の変更内容
 - ① 一般事業主行動計画の計画期間
 - ② 目標又は次世代育成支援対策の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限り。）
 - ③ その他
4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成 23 年 3 月 1 日 ~ 平成 25 年 2 月 28 日
5. 目標
 - ① 雇用環境の整備に関するものを定めている
 - ② ①以外の次世代育成支援対策に関するものを定めている
 - ③ ①と②の両方を定めている
6. 一般事業主行動計画の公表の方法
 - ① インターネットの利用（自社のホームページ・両立支援のひろば・その他（ ））
 - ② その他の公表方法（ ）
7. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
 - ① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備え付け
 - ② 書面による労働者への交付
 - ③ 電子メールによる送信
 - ④ その他の周知方法（ 社内イントラネット ）
8. 次世代育成支援対策の内容（第三面に記載すること）
9. 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定の申請をする予定（有・無・未定） （有）無・未定

